

平成 22 年度県税の課税標準および税率一覧表

(23.3.31 現在)

税目	課 税 標 準	税 率	納 期
県 民 税	個人 均等割 ・ 県内に住所を有する個人 ・ 県内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で、当該事務所、事業所または家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者 所得割 県内に住所を有する個人の前年中課税所得金額	1,000円 課税所得金額の4/100	(1) 賦課徴収は市町村が市町村民税の賦課徴収と合わせて行う。 (2) 納付(納入)期限は市町村民税と同じ。
	法人 均等割 県内に事務所、事業所または寮等を有する法人および法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの	<p>1 次に掲げる法人</p> <p>ア 法人税法第2条第5号の公共法人および地方税法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、地方税法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)</p> <p>イ 人格のない社団等</p> <p>ウ 一般社団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) および一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)</p> <p>エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。)</p> <p>オ 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないものおよびエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1千万円以下であるもの 年額2万円</p> <p>2 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもの 年額5万円</p> <p>3 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの 年額13万円</p> <p>4 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50</p>	<p>確定申告 各事業年度終了の日から2月以内 清算中に残余財産の確定の日の属する事業年度が終了した場合には、当該事業年度終了の日から1月以内(当該期間内に残余財産の分配または引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで)</p> <p>中間申告 事業年度が6月を超える場合において、当該事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内(新設法人を除く。) 清算法人(平成22年9月30日以前に解散(合併による解散を除く。)した法人に限る。)</p> <p>(イ)各事業年度終了の日から2月以内 (ロ)残余財産一部分配または引渡しの日の前日まで (ハ)残余財産確定の日から1月以内(その日までに残余財産の最後の分配または引渡しを行うときは、その分配の日の前日まで)</p> <p>公共法人および公益法人等で収益事業を行わないもの 4月30日まで</p>

	<p>億円以下であるもの 年額54万円</p> <p>5 資本金等の額を有する法人で 資本金等の額が50億円を超える もの 年額80万円</p> <p>法人税割 県内に事務所または事業所を有する法人の法人税額または個別帰属法人税額</p>	<p>5.8/100 (資本金の額または出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額または個別帰属法人税額が1,000万円以下の法人にあっては、5/100)</p>	
	<p>利子割 支払を受ける利子等の額</p> <p>配当割 支払を受ける配当等の額</p> <p>株式等譲渡所得割 支払を受ける株式等譲渡益の額</p>	<p>利子等の額の5/100</p> <p>配当等の額の3/100</p> <p>株式等譲渡益の額の3/100</p>	<p>金融機関などが毎月分を翌月10日までに申告納入</p> <p>株式会社などが毎月分を翌月10日までに申告納入(源泉徴収口座を利用する場合は、証券会社などが年間の損益を通算し、年間分を一括し、翌年の1月10日までに申告納入)</p> <p>証券会社などが年間の損益を通算し、年間分を一括し翌年の1月10日までに申告納入</p>
事業税	<p>個人 前年中の所得 (事業税の各種控除した後の金額)</p>	<p>第1種 課税所得の 5/100 第2種 課税所得の 4/100 第3種 (次に掲げるものを除く) 5/100 あん摩業等 3/100</p>	<p>個人 1期 8月31日まで 2期 11月30日まで</p>

税目	課税標準	税率	納期
事業税	法人 外形標準課税法人（資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人） 各事業年度の付加価値額、資本金等の額ならびに所得および清算所得（電気供給業、ガス供給業および保険業に係るものを除く。）	各事業年度の付加価値額 0.48/100 各事業年度の資本金等の額 0.2/100 各事業年度の所得または清算所得のうち年400万円以下の金額 1.5/100（3.8/100） 年400万円を超え年800万円以下の金額 2.2/100（5.5/100） 年800万円を超える金額および清算所得 2.9/100（7.2/100） （3以上の都道府県において事務所等を立てて事業を行う法人で資本金の額または出資金の額が1,000万円以上のものの所得および清算所得にあつては、一律2.9/100（7.2/100））	確定申告 各事業年度終了の日から2月以内 清算中に残余財産の確定の日の属する事業年度が終了した場合には、当該事業年度終了の日から1月以内（当該期間内に残余財産の分配または引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで） 中間申告 事業年度が6月を超える場合において、当該事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内（新設法人を除く。） 清算法人（平成22年9月30日以前に解散（合併による解散を除く。）した法人に限る。）
	特別法人 各事業年度の所得および清算所得（電気供給業、ガス供給業および保険業に係るものを除く。）	各事業年度の所得または清算所得のうち年400万円以下の金額 2.7/100（5/100） 年400万円を超える金額および清算所得 3.6/100（6.6/100） （3以上の都道府県において事務所等を立てて事業を行う法人で資本金の額または出資金の額が1,000万円以上のものの所得および清算所得にあつては、一律3.6/100（6.6/100））	(イ)事業年度終了の日から2月以内
	特別法人および外形標準課税法人以外の法人 各事業年度の所得および清算所得（電気供給業、ガス供給業および保険業に係るものを除く。）	各事業年度の所得または清算所得のうち年400万円以下の金額 2.7/100（5/100） 年400万円を超え800万円以下の金額 4/100（7.3/100） 年800万円を超える金額および清算所得 5.3/100（9.6/100） （資本金等の額が1,000万円以上で3以上の都道府県において事業所等を有する法人の所得および清算所得にあつては、一律5.3/100（9.6/100））	(ロ)残余財産の一部の分配または引渡しの日の前日まで (ハ)残余財産確定の日から1月以内（その日までに残余財産の最後の分配または引渡しを行うときはその行われる日の前日まで）
	収入金額課税法人（電気供給業、ガス供給業および保険業を行う法人） 電気供給業、ガス供給業および保険業に係る各事業年度の収入金額	収入金額 0.7/100（1.3/100）	

平成20年9月30日以前に開始する事業年度に係る所得および同日以前の解散に係る清算所得については、（ ）内の税率を適用する。

平成22年10月1日以後に解散した法人については、清算所得課税の廃止により、通常の所得課税を適用する。

税目	課税標準	税 率			納 期	
地方消費税	譲渡割 国内取引に係る消費税額	消費税額の25/100 (消費税率換算で1%)			国(税務署)において、消費税の例により、消費税と併せて行う 国(税関)において、消費税の例により、消費税と併せて行う	
	貨物割 輸入取引に係る消費税額					
不動産取得税	不動産の 価格	不動産の 種類	土 地	家 屋		随時 (知事が納税通知書に定めるところによる)
		不動産の 取得日		住 宅	住宅以外の 家屋	
		~ H15.3.31	4/100		4/100	
		H15.4.1 ~ H18.3.31	3/100 H24.3.31 まで	3/100 H24.3.31 まで	3/100	
		H18.4.1 ~ H20.3.31			3.5/100	
H20.4.1~	4/100					
県たばこ税	売渡しまたは消費等に係る製造たばこの本数	1,000本につき (旧3級品1,000本につき	1,504円 716円)		毎月分を翌月末まで	

税目	課税標準	税率	納期				
ゴルフ場利用税	定額課税 利用人員	ゴルフ場 1人1日につき			前月分を 毎月15日まで		
		1 級	1,200円				
		2 級	1,150円				
		3 級	1,080円				
		4 級	1,010円				
		5 級	940円				
		6 級	870円				
		7 級	800円				
		8 級	730円				
		9 級	660円				
		10 級	590円				
自動車税	自動車の 台 数	区 分		年 税 額		5月31日まで (新規登録分等は、 届出時に証紙徴 収)	
		車 種 別		自家用	営業用		
		乗用車	総排気量	1.0L以下	29,500		7,500
			1.0L超 ~ 1.5L以下		34,500		8,500
			1.5L超 ~ 2.0L以下		39,500		9,500
			2.0L超 ~ 2.5L以下		45,000		13,800
			2.5L超 ~ 3.0L以下		51,000		15,700
			3.0L超 ~ 3.5L以下		58,000		17,900
			3.5L超 ~ 4.0L以下		66,500		20,500
			4.0L超 ~ 4.5L以下		76,500		23,600
			4.5L超 ~ 6.0L以下		88,000		27,200
			6.0L超 ~		111,000		40,700
		普通トラック	最大積載量	1 t以下	8,000		6,500
			1 t 超 ~ 2 t以下		11,500		9,000
			2 t 超 ~ 3 t以下		16,000		12,000
3 t 超 ~ 4 t以下			20,500	15,000			
4 t 超 ~ 5 t以下			25,500	18,500			
5 t 超 ~ 6 t以下			30,000	22,000			
6 t 超 ~ 7 t以下			35,000	25,500			
7 t 超 ~ 8 t以下			40,500	29,500			
8 t 超 ~ 9 t以下			46,800	34,200			
9 t 超 ~ 10t以下			53,100	38,900			
10 t 超 ~ 11t以下		59,400	43,600				
11 t 超 ~ 12t以下		65,700	48,300				
以後 1 t まで増すごとに自家用6,300円、営業用4,700円 を加算した額							
貨客兼用車	最大積載量 1 t 以下	排気量 1.0L以下	13,200	10,200			
		1.0L超 ~ 1.5L以下	14,300	11,200			
		1.5L超	16,000	12,800			
	最大積載量 1 t 超	排気量 1.0L以下	16,700	12,700			
1.0L超 ~ 1.5L以下		17,800	13,700				
		1.5L超	19,500	15,300			

税目	課税標準	税		率		納 期		
自動車税	自動車の数	けん引車		普通	20,600	15,100	5月31日まで (新規登録分等は、 届出時に証紙徴収)	
				小型	10,200	7,500		
		被けん引車	普通最大積載量		8 t 以下	10,200		7,500
					8 t 超 ~ 9 t 以下	15,300		11,300
					9 t 超 ~ 10 t 以下	20,400		15,100
					10 t 超 ~ 11 t 以下	25,500		18,900
					11 t 超 ~ 12 t 以下	30,600		22,700
					12 t 超 ~ 13 t 以下	35,700		26,500
					13 t 超 ~ 14 t 以下	40,800		30,300
					14 t 超 ~ 15 t 以下	45,900		34,100
					15 t 超 ~ 16 t 以下	51,000		37,900
					16 t 超 ~ 17 t 以下	56,100		41,700
					17 t 超 ~ 18 t 以下	61,200		45,500
					18 t 超 ~ 19 t 以下	66,300		49,300
					19 t 超 ~ 20 t 以下	71,400		53,100
					20 t 超 ~ 21 t 以下	76,500		56,900
				以後 1 t まで増すごとに自家用5,100円、営業用3,800円を加算した額				
				小 型		5,300		3,900
		(一般合 適用)	バス	定員 30 人以下		12,000		12,000
				30 人超 ~ 40 人以下		14,500		14,500
				40 人超 ~ 50 人以下		17,500		17,500
				50 人超 ~ 60 人以下		20,000		20,000
				60 人超 ~ 70 人以下		22,500		22,500
70 人超 ~ 80 人以下				25,500	25,500			
80 人超				29,000	29,000			
バス (その他)	定員 30 人以下		33,000	26,500				
	30 人超 ~ 40 人以下		41,000	32,000				
	40 人超 ~ 50 人以下		49,000	38,000				
	50 人超 ~ 60 人以下		57,000	44,000				
	60 人超 ~ 70 人以下		65,500	50,500				
	70 人超 ~ 80 人以下		74,000	57,000				
80 人超		83,000	64,000					
三輪の小型自動車				6,000	4,500			
三輪のけん引車				5,300	3,900			
小型自動車に属する被けん引車				5,300	3,900			
特種	霊柩車		普通	17,000	12,500			
			小型	10,000	7,500			
	その他		普通	25,500	18,500			
	(タンク車等を除く)		小型	12,000	9,000			
		小型三輪	6,000	4,500				
(注) 積雪地域として特に県で指定した地域の自動車に対しては、上記年税額に次の割合を乗じた額となります。 運行できない期間 2月以上3月未満 10分の8.5								

税目	課税標準	税 率	納 期
鉦 区 税	鉦区の面積	(1)砂鉦を目的としない鉦業権の鉦区 試掘鉦区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉦区 面積100アールごとに 年額400円 (2)石油または可燃性天然ガスを目的とする鉦業権の鉦区 (1)のそれぞれ3分の2の税率 (3)砂鉦を目地とする鉦業権の鉦区 面積100アールごとに 年額200円	5月31日まで
狩 猟 税	狩猟者登録件数	(1)第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、(2)に規定する以外のもの 16,500円 (2)第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者または同項第8号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業または林業に従事している者を除く。)以外の者 11,000円 (3)網猟免許またはわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、(4)に規定する以外のもの 8,200円 (4)網猟免許またはわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者または同項第8号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業または林業に従事している者を除く。)以外の者 5,500円 (5)第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円	狩猟者の登録を受ける日(証紙徴収)
県 固 定 資 産 税	大規模償却資産の価格のうち、市町村が課することができる固定資産の課税標準となるべき金額を超える部分の金額	価格の1.4/100	1期 4月末日まで 2期 7月末日まで 3期 12月末日まで 4期 2月末日まで
自 動 車 取 得 税	自動車取得価額 (取得価額が50万円以下免税)	自家用 5/100 営業用 3/100 軽自動車 3/100 特殊自動車と2輪自動車を除く自動車に課税	登録、届出時(証紙による)
軽 油 引 取 税	特約業者又は元売業者からの引取の数量	軽油 1キロリットルにつき 32,100円	毎月分を翌月末日まで
核 燃 料 税	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額	価額の12/100	核燃料を挿入した日の属する月の翌月末日まで

税目	課 税 標 準	税 率	納 期
地 方 法 人 特 別 税	法人事業税の所得割額ま たは収入割額	外形標準課税法人 所得割額の148/100 所得金額課税法人 所得割額の 81/100 収入金額課税法人 収入割額の 81/100	法人事業税の申告と併せ て納付する。

課税標準となる「所得割額または収入割額」は、課税免除、不均一課税、仮装経理控除、租税条約控除または減免の適用を受けている場合は、これらの適用を受ける前の額による。

自動車税のグリーン化および自動車取得税の低燃費車特例等

1 自動車税

自動車税について、排気ガスおよび燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車はその排出ガス性能に応じ税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置を、税込中立を前提に講ずる。

環境負荷の小さい自動車

対 象 自 動 車	軽減措置
電気自動車（燃料電池自動車を含む）・天然ガス自動車・メタノール自動車	おおむね50%軽減
「 」かつ「燃費基準+25%以上達成」	
「 」かつ「燃費基準+15%以上達成」	おおむね25%軽減

（注1）平成21年度に軽減の対象となるのは平成20年度に新車新規登録した自動車。

（注2）「 」：平成17年排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能のよい自動車。

環境負荷の大きい自動車

対 象 自 動 車	重課措置
平成21年度に新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車	おおむね10%重課
平成21年度に新車新規登録の日から13年を経過しているガソリン車（LPG車を含む）	

（注）電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バスおよび被けん引自動車は除く。

2 自動車取得税

自動車取得税について、低公害車、排出ガス性能のよい一定の基準を満たす低燃費自動車等は、軽減措置がある。

	軽減対象車	軽減の状況	軽減期間
新車	・電気自動車 ・天然ガス自動車 3.5t以下の「 」 3.5t超の「重量車」（窒素酸化物削減のみ） ・プラグインハイブリッド自動車 ・ハイブリッド自動車 3.5t超のバス・トラック以外で「 」かつ「22年燃費基準+25%以上」 3.5t超のバス・トラック「重量車」かつ「27年度重量車燃費基準」 ・平成21年排ガス規制に適合したディーゼル乗用車	免除	H21.4.1 ~ H24.3.31
	・「 」かつ「22年燃費基準+25%以上」の自動車 ・3.5t超のディーゼルバス・トラックで「21年排出ガス適合」かつ「27年度重量車燃費基準」	税率75%軽減	
	・「 」かつ「22年燃費基準+15%以上」の自動車 ・3.5t超のディーゼルバス・トラックで「重量車」かつ「27年度重量車燃費基準」	税率50%軽減	
中古車	・電気自動車 ・天然ガス自動車のうち一定の排ガス要件を満たしている自動車 ・ハイブリッド車のうち3.5t超のバス、トラックで「重量車」かつ「平成27年度重量車燃費基準」	税率から2.7%軽減	H21.4.1~ H24.3.31
	・3.5t超のバス、トラック以外のハイブリッド車のうち「 」かつ「22年燃費基準+25%以上」	税率から1.6%軽減	
	・プラグインハイブリッド自動車	税率から2.4%軽減	

<p>・平成 21 年排出ガス規制(ポスト新長期規制)に適合したディーゼル自動車</p>		<p>税率から 1.0% 軽減(H21.10~ 0.5%軽減)</p>	<p>H20.5.1 ~ H22.3.31</p>
<p>・3.5t超のディーゼルバス・トラックで「平成 21 年排ガス規制適合」 かつ、平成 27 年度重量車燃費基準</p>	<p>3.5t超12t以下</p>	<p>税率から 2.0% 軽減</p>	
	<p>12t超</p>	<p>税率から 2.0% 軽減(H21.10~ 1.0%軽減)</p>	
<p>・「 」かつ「22 年燃費基準 + 25%以上」</p>		<p>取得価格から 30万円控除</p>	
<p>・「 」かつ「22 年燃費基準 + 15%以上」</p>		<p>取得価格から 15万円控除</p>	